

○財務省告示第三百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（二十年）（第三百三十七回、第三百三十九回、第四百十七回、第四百五十回及び第四百五十七回）、利付国庫債券（三十年）（第七回、第十三回、第十六回、第十七回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十五回、第二十六回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十五回、第三十六回、第三十七回、第三十八回、第四十一回、第四十三回、第四十八回、第四十九回、第五十回及び第五十一回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第四回、第六回及び第八回）  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その

二 発行の根拠

法律及びそ

三 振替法の適

用等

四	五	六	七	八	九	十 十	十 三 二
発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行日	利率の経過
振替機関は日本銀行とする。	札に由る発行の利率は、各申込みのうち、利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で三十九億八千八百八十四円	五千万円	五万円	振替法の規定による振替口座金の記載又は記録は、最低額面金とす。	平成二十八年十月二十日	（別表のとおり）
$\frac{1 + \left( \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$							
<p>いり払募（別表のとおり）</p> <p>り算込入別表のとおり）</p> <p>込算出金決定の通り）</p> <p>むし額にの通知を</p> <p>のた金加え、を</p> <p>と金額を払</p> <p>す。払込期日に払</p>							

十四 利 子

各発行対象国債の額面の利率の子に  
 各発行対象国債の額面の利率の子に  
 100×各発行対象国債の額面の利率の子に  
 支規数日（に）なる場合（は、）  
 第十号に規定する発行日後の各  
 発行対象国債の支払期において、  
 とし、各支払期において、  
 算式により算出し、  
 う。ただし、支払期が銀行休業  
 日に当たるときは、その翌営業  
 日に支払う（償還期限に）つ  
 同日（に）支払う（償還期限に）  
 同（じ）。

十五 償還 期限  
十六 償還 金額  
十七 入札の 基

（別表のとおり）  
 額面金額につき、  
 銘柄毎の基準利回りは、  
 八年十月十日付で、  
 協会が発表した会社店頭買  
 各発行の対する  
 象国債の  
 利回り

十八 元利 支

日本銀行（と）する。  
 日利回り（）とする。  
 単利（）とする。  
 された八日午前九時以前に訂  
 十月十日午後九時以前に訂  
 財務大臣から通知を受けた者

十九 入札 参加  
二十 払込 期日  
（別表）

平成二十八年十月二十日

（利 第三十 回） （付 二十年 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第三十 回） （付 十九年 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第三十 回） （付 十七年 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第三十 回） （付 十六年 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第三十 回） （付 十三年 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第三十 回） （付 十七年 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第二 回） （付 百五十 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第二 回） （付 百五十 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第二 回） （付 百四十 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第二 回） （付 百三十 ） （国 庫 ） （債 券 ）	（利 第二 回） （付 百三十 ） （国 庫 ） （債 券 ）	名称及び記号
二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	〇 ・ 二 %	一 ・ 四 %	一 ・ 六 %	一 ・ 六 %	一 ・ 七 %	利率（年）
日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	十年平 日十成 二四 月十六	日年平 九成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月十五	日年平 五成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十八	日年平 九成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月十五	日年平 六成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	償還期限
円二 百六 十億	十二 億 円	二十 八 億 円	億二 百二 十八	三億 円	十八 億 円	億二 百四 十四	四十 億 円	円百 七十四 億	三十 億 円	五百 億 円	（発 行 額 面 金額）

（（利 第三付 三十年 五）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十年 四）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十年 三）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十年 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十年 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十年 回）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年 九）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年 八）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年 五）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年 一）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %
日 年 平 九 成 月 五 二 十 三	日 年 平 三 成 月 五 二 十 三	日 年 平 九 成 月 五 二 十 二	日 年 平 三 成 月 五 二 十 二	日 年 平 九 成 月 五 二 十 一	日 年 平 三 成 月 五 二 十 一	九 平 月 成 二 五 十 十 日 年	三 平 月 成 二 五 十 十 日 年	日 年 平 三 成 月 四 二 十 九	十 年 平 日 十 成 二 四 月 十 二 八	日 年 平 三 成 月 四 二 十 八	十 年 平 日 十 成 二 四 月 十 二 七
八 十 八 億 円	百 四 億 円	五 億 円	円 百 三 十 六 億	二 十 四 億 円	五 十 一 億 円	十 六 億 円	七 十 五 億 円	二 百 億 円	十 一 億 円	億 二 百 九 十 九	四 十 七 億 円

（利付第三十回国庫債券）	（利付第二十回国庫債券）	（利付第十回国庫債券）	（利付第五十回国庫債券一回）	（利付第五十回国庫債券一回）	（利付第四十回国庫債券一回）	（利付第四十回国庫債券一回）	（利付第四十回国庫債券一回）	（利付第四十回国庫債券一回）	（利付第三十回国庫債券一回）	（利付第三十回国庫債券一回）	（利付第三十回国庫債券一回）
二・二%	二・二%	二・四%	〇・三%	〇・八%	一・四%	一・四%	一・七%	一・七%	一・八%	一・九%	二・〇%
日年平三成 月六十二日	日年平三成 月六十一日	日年平三成 月六十二日	日年平六成 月五十八日	日年平三成 月五十八日	日年平一成 月五十七日	日年平九成 月五十七日	日年平六成 月五十六日	日年平一成 月五十五日	日年平三成 月五十五日	日年平九成 月五十四日	日年平三成 月五十四日
七十四億円	四十九億円	六十億円	二十四億円	二百二十二億円	十五億円	四十九億円	七億円	五億円	五十九億円	四十八億円	五百三億円

（利付 第四十 回年庫 債）券	（利付 第六十 回年庫 債）券	（利付 第四十 回年庫 債）券
一 ・ 四 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %
日年平 三成 月六 二十 十七	日年平 三成 月六 二十 十五	日年平 三成 月六 二十 十三
円百 五十 四 億	二百 九 億 円	十七 億 円